

## ○武豊町総合計画条例

令和元年9月26日条例第5号

## 武豊町総合計画条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るための総合計画の策定について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本町の将来像及びそれを実現するためのまちづくりの目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的方向を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づく具体的事業を示すものをいう。

(総合計画の策定)

**第3条** 町長は、本町における総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(総合計画審議会)

**第4条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、町長の附属機関として、武豊町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 前項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(総合計画審議会への諮問)

**第5条** 町長は、総合計画を策定するときは、あらかじめ、前条に規定する武豊町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

**第6条** 町長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(基本計画及び実施計画の策定)

**第7条** 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画との整合性の確保)

**第8条** 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当た

っては、総合計画との整合を図るものとする。

(公表)

**第9条** 町長は、総合計画を策定し又は変更をしたときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(武豊町総合計画審議会条例の廃止)

2 武豊町総合計画審議会条例（昭和48年条例第19号）は、廃止する。